○九州地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
大分県速見郡日出町大字藤原字友田二二六二番三から同町字片向三四六八番一まで	前	三四・四五～五六・三二メートル	〇・七〇六キロメートル
	後	三二・一九～六二・〇九	〇・七〇六

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

○九州地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	大分県速見郡日出町大字藤原字友田二二六二番三から同町字クシ川三四七八番二まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所
二百一号	行橋市大字草野字殿小路四二〇番一から同市行事七丁目五三五番五まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十日

○北海道開発局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　澤田　和宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇一六林班ち小班地内	前	七七・四六メートル	〇・〇二九キロメートル
	後	三七・三八～三七・三八～二二二・八七	〇・〇二九

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百七十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
北海道岩内郡岩内町字大浜一番一七地先から同郡共和町国富二一六八番まで	前	一八・〇〇～四八・〇〇メートル	九・〇四七キロメートル
	後	一四・〇〇～四八・〇〇～七九・九〇〇	七・八四一

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号及び二百三十九号	北海道留萌郡小平町字小平町四七五番一から同町字小平町五二二番一まで	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百三十六号	北海道広尾郡広尾町字上トヨイ基線国有林十勝森林計画区十勝西部森林管理署一〇一六林班ち小班地内	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年三月二十日

○北海道開発局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十六号	北海道岩内郡共和町梨野舞納一五一番一から同町幌似九六番二まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年三月二十三日

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

北上川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の二第三項に規定する水域及び通航方法を次のように指定し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日

東北地方整備局長　小池　剛

一　水域

水系名	河川名	水域番号		
北上川	胆沢川	十六	左岸	岩手県奥州市胆沢区若柳字尿前一―十四の標柱一号〕から
			右岸	同市胆沢区若柳字東前川山四の標柱二号〕
			左岸	岩手県奥州市胆沢区若柳字横岳前山二十の標柱四号〕まで
			右岸	同市胆沢区若柳字東前川山二の標柱三号〕

二　通航方法

水系名	河川名	水域番号	舟又はかだの別	航路	通航時間	速度
北上川	胆沢川	十六	舟	標柱一号・二号と赤標柱の見通し線で囲まれた水域	日出から日没まで	二ノット以下